

償却資産及び課税に関するご説明（令和8年度申告用）

◆償却資産とは

- ・会社や個人の方が事業を営むために所有されている構築物、機械、器具、備品などの資産が「償却資産」に該当します。
- ・地方税法では、次の①から④までの要件を備える資産が固定資産税の課税対象となる「償却資産」になります。（地方税法第341条第4号）
 - ① 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産であること。
 - ・土地及び家屋のほか、繰延資産（創立費、開業費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）も償却資産に該当しません。
 - ② 無形減価償却資産でないこと。
 - ・ソフトウェア、営業権、商標権、特許権、鉱業権、漁業権などは、償却資産に該当しません。
 - ③ その減価償却額（個人事業者の場合は、減価償却費）が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金（個人事業者の場合は、必要な経費）に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）であること。
 - ④ 自動車税の種別割の課税客体である自動車及び軽自動車税の種別割の課税客体である軽自動車、原動機付自転車等でないこと。
 - ・自動車や軽自動車などは、償却資産に該当しません。

【補足説明】

①の「事業の用に供すること」について

- ・「事業」とは、一般に、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としません。そのため、いわゆる公益法人の行う活動についても事業に該当します。
- ・「事業の用に供する」とは、「事業を行う上で、使用（利用）する」という意味です。家庭専用として使用している資産や棚卸資産（商品、貯蔵品等）は、該当しません。ただし、一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合は、事業用の使用割合が小さくても、その資産全体が償却資産の課税客体となります。

③の「政令で定める資産」について

- ・地方税法施行令第49条に規定されている資産（少額の減価償却資産・一括償却資産・少額のリース資産）になります。これに該当する資産は、償却資産の対象から除かれますので、2～3ページもご覧ください。

◆申告の対象となる資産

- ◎令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）及び（2）の要件を満たすものが申告の対象となります。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、税務会計上、減価償却の対象となるもの

- ・なお、次に掲げる資産も令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

ア 償却済資産（耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産）

イ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

- ウ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- エ 建設仮勘定で経理されている資産
- オ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- カ 福利厚生のに供する資産
- キ 赤字決算等のために減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- ク 改良費（資本的支出：新たな資産の取得として本体とは区分してください。）
- ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産

（２）耐用年数が１年を超えて取得価額（１個又は１組当たり）が１０万円以上の資産

・申告対象の区分については、次のとおりです。１０万円未満の資産でも申告の対象になるものがありますのでご注意ください。

○個人の場合

取得時期	取得価額	税務会計上の処理（国税）	固定資産税の取扱い
平成１１年１月１日以後に取得した資産（注）	１０万円未満	必要経費算入 （所得税法施行令第１３８条）	申告対象外
	１０万円以上 ２０万円未満	一括償却資産の３年償却 （所得税法施行令第１３９条）	申告対象外
		減価償却	申告対象
	２０万円以上	減価償却	申告対象

○法人の場合

取得時期	取得価額	税務会計上の処理（国税）	固定資産税の取扱い
平成１０年４月１日以後に開始された事業年度に取得した資産（注）	１０万円未満	損金算入 （法人税法施行令第１３３条）	申告対象外
		一括償却資産の３年償却 （法人税法施行令第１３３条の２）	申告対象外
		減価償却	申告対象
	１０万円以上 ２０万円未満	一括償却資産の３年償却 （法人税法施行令第１３３条の２）	申告対象外
		減価償却	申告対象
	２０万円以上	減価償却	申告対象

（注）令和４年４月１日以後に取得した資産のうち、貸付け（主要な事業として行われる貸付けは除かれます。）の用に供したものは、この表の「必要経費算入」・「損金算入」・「一括償却資産の３年償却」の処理ができず、減価償却になります（令和４年度税制改正）。その場合は、償却資産の申告対象になりますので、ご注意ください。

※取得時期がこの表にない資産については、別途お問い合わせください。

※「一括償却資産の３年償却」は、取得価額が２０万円未満（個人の場合は、１０万円以上２０万円未満）の減価償却資産を事業の用に供した場合において、全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産の取得価額の合計額を３分の１ずつ３事業年度（個人の場合は、３年間）で所得の計算上損金（個人の場合は、必要経費）に算入することができる税務会計上の制度です。

■リース資産（借用資産）

・リース資産は、その契約の内容により、貸主の方に申告していただく場合と、借主の方に申告していただく場合とがあります。申告していただく方の区分は、大きく分類すると次のようになります。

リース資産（借用資産）の区分	申告していただく方
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンス・リース、オペレーティングリース等）	貸主（リース会社等）
実際の売買に当たるようなリース契約に係る資産 （所有権移転ファイナンス・リース等）	原則として借主

※「所有権移転外ファイナンス・リース」について、平成20年4月1日以後に契約を締結したものは、国税において売買取引として取り扱うようになりましたが、固定資産税（償却資産）においては従来どおり所有者である貸主の方が申告する必要があります。

◆少額のリース資産について

- ・平成20年4月1日以後に締結されたリース契約に係る資産のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、その所有者が取得した際における取得価額が20万円未満のものは、申告の対象外です。（地方税法施行令第49条ただし書）

■少額の減価償却資産等の取扱い

- ・少額の減価償却資産等については、固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）で、次のような違いがあります。

資産の区分	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
■少額の減価償却資産 （取得価額が10万円未満の資産又は使用可能期間が1年未満の資産）（注1）	一時に損金又は必要経費に算入したものは、課税対象外です。 （申告対象外）	【法人の場合】 一時に損金算入が可能 （法人税法施行令第133条） 【個人の場合】 必要経費に算入 （所得税法施行令第138条）
■一括償却資産 （取得価額が20万円未満（個人の場合は、10万円以上20万円未満）の減価償却資産）（注1）	一括償却資産の3年償却をしたものは、課税対象外です。 （申告対象外）	一括償却資産の3年償却（3年間で損金又は必要経費に算入）が可能 （法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
■即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産）（注1）	課税対象になります。 申告対象	取得価額に相当する金額を損金又は必要経費に算入（中小企業者等の少額資産特例）が可能（注2） （租税特別措置法第28条の2又は第67条の5）

（注1）令和4年4月1日以後に取得した資産のうち、貸付け（主要な事業として行われる貸付けは除かれます。）の用に供したものは、それぞれの対象資産の範囲から除かれますので、ご注意ください（令和4年度税制改正）。

（注2）「中小企業者等の少額資産特例」は、青色申告者である中小企業者等の方が平成15年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合（平成18年4月1日以後は、取得価額の年間総額300万円までが上限）、その全額を損金又は必要経費に算入できる税務会計上の制度です。なお、取得価額が10万円未満でこの特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

■ 国税の取扱いとの主な違い

・固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）では、次のような違いがあります。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	一般の資産については、定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注1）	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却（注2）	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却（注3）	認められます。	認められます。（法人税法・所得税法）
耐用年数の短縮（注4）	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）（注5）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算評価）

（注1）「圧縮記帳」とは、国庫補助金等により資産を取得した場合に、当該資産の価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とする制度です。固定資産税（償却資産）では圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。

（注2）「特別償却・割増償却」とは、特定の償却資産を取得して事業の用に供した場合に、普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を償却することができる制度です。固定資産税（償却資産）では特別償却・割増償却は認められていません。

（注3）「増加償却」とは、機械及び装置の使用時間が通常の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加させる制度です。

◆増加償却の適用を受けた資産がある場合は、所轄税務署長に提出した届出書の写しを提出してください。

（注4）「耐用年数の短縮」とは、一定の事由に該当するため資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなった場合に、所轄国税局長の承認を得て、未経過使用可能期間を耐用年数とみなして早期に償却できる制度です。

◆耐用年数の短縮の適用を受けた資産がある場合は、所轄国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを提出してください。

（注5）「改良費（資本的支出）」とは、取付けや取替え等により減価償却資産の使用可能期間の延長又は価値の増加をさせるために支出された金額をいいます。なお、あらかじめ見積もられた使用可能期間にその能力を維持させるために支出された金額は、「修繕費」となります。平成19年度税制改正により国税における取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

■ 償却資産と家屋の区分

・家屋に取り付けられている建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備など）は、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して取り扱うものがあります。

◆「家屋」とは、土地に定着して建てられ、屋根及び周壁等がある建造物であり、その目的とする用途（居住、作業、貯蔵等）に供することができる状態にあるものをいいます。

・自己所有の家屋に取り付けられた建築設備について

・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものは、家屋に含めて評価されます。（埋込式エアコン、室内の照明設備など）

・次に掲げるものは、償却資産として取り扱います。

- ・独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、ルームエアコンなど）
 - ・取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの（本体が天井部分に届いていないパーテーションなど）
 - ・屋外に設置されているもの（屋外に設置された電気の配線やガス・水道の配管など）
 - ・特定の生産又は業務の用に供されるもの（工場における生産用の動力配線などの電気設備や配管設備、病院やホテルの厨房設備など）
- ・償却資産と家屋の区分の一般的な例示は、11ページの表をご覧ください。
- ・「特定附帯設備」について（テナントの方の場合）

・賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた内装・造作及び建築設備等のことを「特定附帯設備」といい、特定附帯設備については、取り付けたテナントの方を所有者とみなして課税されます。（地方税法第343条第10項及び生駒市税条例第61条第8項）



生駒市イメージキャラクター たけまるくん

家屋と償却資産との区分にはご注意ください！

店舗・事務所の内装や建築設備は、その店舗・事務所が自己所有か、テナントかで、償却資産に当たる場合と、当たらない場合があります！

■太陽光発電設備

- ・申告の対象となる太陽光発電設備は、次のとおりです。

設置者	太陽光発電設備の区分	
	発電出力が10kW未満のもの	発電出力が10kW以上のもの
個人（住宅用）	売電事業用の設備にはなりませんので、償却資産の申告対象ではありません。	売電事業用の設備になりますので、余剰売電又は全量売電をされている場合は、 <u>償却資産の申告対象</u> になります。
個人（事業用） 法人	事業用になりますので、売電（余剰売電・全量売電）をされているか否かにかかわらず、 <u>償却資産の申告対象</u> になります。	

- ・太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、電力量計などが申告の対象になります。フェンス等の構築物を設置されている場合は、当該フェンス等も申告の対象になります。
- ・家屋として固定資産税の課税対象となる建材型の太陽光パネルなどは、申告の必要はありません。

■大型特殊自動車

- ・特殊自動車については、全てのものが償却資産として申告の対象になるわけではなく、大型特殊自動車に該当するものが償却資産として申告の対象になります。
- ・特殊自動車は、次のように大型特殊自動車と小型特殊自動車に区分されます。

種類、構造等	特殊自動車の区分（規格等）
（一般用・建設用） ・ショベル・ローダ ・タイヤ・ローラ ・ロード・ローラ ・グレーダ ・ロード・スタビライザ ・スクレーパ ・ロータリ除雪自動車 ・アスファルト・フィニッシャ ・タイヤ・ドーザ ・モーター・スイーパー ・ダンパ ・ホイール・ハンマ ・ホイール・ブレーカ ・フォーク・リフト ・フォーク・ローダ ・ホイール・クレーン ・ストラドル・キャリア ・ターレット式構内運搬自動車 ・自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車（左右のカタピラの回転速度の差のみにより操向する構造のカタピラを有する自動車） ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車）	■大型特殊自動車 → 償却資産の申告対象です。 ・次の要件に1つでも該当するもの ①最高速度が時速15キロメートルを超える。 ②長さが4.7メートルを超える。 ③幅が、1.7メートルを超える。 ④高さ（ヘッドガード等を含む。）が2.8メートルを超える。 ■小型特殊自動車 → 申告対象ではありません。 ・次の全ての要件に該当するもの ①最高速度が時速15キロメートル以下 ②長さが4.7メートル以下 ③幅が、1.7メートル以下 ④高さ（ヘッドガード等を含む。）が2.8メートル以下
（農耕作業用） 乗用装置を備えている次の車両 ・農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	■大型特殊自動車 → 償却資産の申告対象です。 ・最高速度が時速35キロメートル以上のもの ■小型特殊自動車 → 申告対象ではありません。 ・最高速度が時速35キロメートル未満のもの ※なお、乗用装置の無いものは、最高速度に関係なく、償却資産に該当し、申告対象になります。
（その他） ポール・トレーラ、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車です。



フォークリフトやパワーショベルなどは、大型特殊自動車に当たるものだけが償却資産の対象になります。 「規格に注意してね!」

■美術品等

- ・美術品等のように、時の経過によりその価値の減少しない資産は、法人税及び所得税において、減価償却資産に該当しないこととされ、固定資産税の課税対象になりません。
- ・なお、平成27年1月1日以後に取得した美術品等で、次に掲げるものは、法人税及び所得税において減価償却資産に該当するものとされ、固定資産税においても償却資産として申告の対象になります。
 - （1）取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなるものを除く。）
 - （2）取得価額が1点100万円以上のものであっても、時の経過によりその価値の減少することが明らかなるもの

◆償却資産の評価・税額等の算出の方法等

■評価額の算出方法

- ・償却資産の評価額は、取得時期（取得年月）、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について1品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産の評価額	取得価額 × 減価残存率（前年中取得のもの） ・減価残存率＝1－減価率÷2
前年前に取得した資産の評価額	前年度の評価額 × 減価残存率（前年前取得のもの） ・減価残存率＝1－減価率

※耐用年数に応じた減価残存率については、9ページの「減価残存率表」をご覧ください。
※初年度の評価額は、取得時期にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。
※減価残存率は、小数点以下第4位を四捨五入します。

【評価額の最低限度】

- ・算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額になります。
（→「■国税の取扱いとの主な違い」（4ページ）の「評価額の最低限度」）

■課税標準額の算出方法

課税標準額 ＝ 全資産の評価額の合計額（1,000 円未満切捨て）

※課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、その資産の評価額に特例割合を乗じて得た額を基にして課税標準額を算出します。

【免税点】

- ・償却資産の免税点は 150 万円となっているため、課税標準額が 150 万円未満の場合は、固定資産税が課税されません。

■税額の算出方法

税額（100 円未満切捨て）＝ 課税標準額 × 税率 1.4%

※生駒市の区域内に土地・家屋を所有されている場合は、土地・家屋・償却資産の全ての課税標準額を合算した額に税率 1.4% を乗じて税額を算出します。

◆課税標準の特例

- ・地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。
- ・該当する資産を所有されている方は、償却資産申告書の「13 課税標準の特例」欄の「有」を○で囲み、種類別明細書の「摘要」欄に根拠法令の適用条項を記載していただき、併せて必要な添付書類の提出をお願いします。

○課税標準の特例の対象となる償却資産の例

対象資産	地方税法の規定 (附則第15条)	特例割合	添付書類
公共の危害防止施設等(汚水又は廃液処理施設)	第2項第1号	1/2	特定施設設置(使用、変更)届出書(写し)
公共の危害防止施設等(下水道除害施設)	第2項第5号	4/5	除害施設新設等届出書(写し)
再生可能エネルギー発電設備(太陽光)	第25項第1号	3年間:2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し)
	第25項第3号	3年間:3/4	
再生可能エネルギー発電設備(風力)	第25項第1号	3年間:2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写し)
	第25項第3号	3年間:3/4	
再生可能エネルギー発電設備(地熱、バイオマス)	第25項第1号	3年間:2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写し)
	第25項第4号	3年間:1/2	
再生可能エネルギー発電設備(バイオマス)	第25項第2号	3年間:6/7	再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写し)
再生可能エネルギー発電設備(水力)	第25項第3号	3年間:3/4	再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写し)
	第25項第4号	3年間:1/2	
中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械装置等(令和7年4月1日～令和9年3月31日に新規取得)	第43項	3年間:1/2(賃上げ表明あり(雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針))	先端設備等導入計画の認定書(写し)、先端設備等導入計画(写し)、賃上げ方針を表明したことを証する書類(写し) ※リース会社が申請する場合には、リース契約書(写し)、公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書(写し)も必要
		5年間:1/4(賃上げ表明あり(雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針))	
中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械装置等(令和5年4月1日～令和7年3月31日に新規取得)	旧第44項	3年間:1/2(賃上げ表明なし)	
		1/3(賃上げ表明あり(1.5%以上増加させる方針)) ・令和6年3月末までに取得:5年間 ・令和7年3月末までに取得:4年間	

※特例の適用を受けるには、地方税法に規定する要件(取得時期、資産の要件等)を満たす必要があります。

※再生可能エネルギー発電設備については、出力等によって特例割合が異なります。

※この表に掲げる資産以外にも特例の対象になるものがあります。詳細については、課税課(償却資産担当)にお問い合わせください。

◆非課税について

- ・地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税になりますので、新たに非課税の申告をされる方は、事前に課税課までご連絡ください。

◆課納期、実地調査等

■納期

- ・固定資産税の納税通知書は、4月上旬の送付を予定しています。納期は、第1期(4月末)、第2期(7月末)、第3期(11月末)、第4期(翌年の1月末)の4回となっています。
- ・期限を過ぎて申告書を提出いただいた場合、その時期によっては、償却資産課税分の納税通知書の送付が遅れ、納期の回数が減ることがありますのでご注意ください。

■申告内容の確認のための実地調査等について

- ・申告いただいた内容の確認等のため、地方税法第353条及び第408条の規定により電話による問合せや資料提供の依頼、実地調査などを行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

■賦課決定の遡及について

- ・申告内容の修正や資産の申告漏れ等があった場合は、現年度分だけでなく、その資産の取得年の翌年度分まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、原則として最大5年度分)遡って課税することになります。

- ・過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期が1回となりますのでご注意ください。

■申告をされなかった場合・虚偽の申告をされた場合について

- ・申告が必要な方が正当な理由がなく申告されなかった場合は、その者に対し、地方税法第386条及び生駒市税条例第84条の規定により、10万円以下の過料を科せられることがあります。
- ・虚偽の申告をされた場合、地方税法第385条第1項の規定により、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。（両罰規定もありますのでご注意ください。）

■国税資料等の閲覧について

- ・申告をいただけなかった場合や申告された内容に疑義がある場合には、地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料（所得税又は法人税に関する書類）などの閲覧を行い、償却資産の内容を把握させていただくことがあります。

■みなし課税について

- ・前年度以前に申告された方で今回申告いただけなかった場合は、過去の申告内容を基に償却資産を所有されているとみなして課税することになります。その場合でも、所有されている償却資産の正確な情報を把握するため、申告をしていただく必要があります。

参考資料

○減価残存率表（償却資産評価用）

耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
2年	0.658	0.316
3年	0.732	0.464
4年	0.781	0.562
5年	0.815	0.631
6年	0.840	0.681
7年	0.860	0.720
8年	0.875	0.750
9年	0.887	0.774
10年	0.897	0.794
11年	0.905	0.811
12年	0.912	0.825
13年	0.919	0.838
14年	0.924	0.848
15年	0.929	0.858
16年	0.933	0.866
17年	0.936	0.873
18年	0.940	0.880

耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
19年	0.943	0.886
20年	0.945	0.891
21年	0.948	0.896
22年	0.950	0.901
23年	0.952	0.905
24年	0.954	0.908
25年	0.956	0.912
26年	0.957	0.915
27年	0.959	0.918
28年	0.960	0.921
29年	0.962	0.924
30年	0.963	0.926
31年	0.964	0.928
32年	0.965	0.931
33年	0.966	0.933
34年	0.967	0.934
35年	0.968	0.936

耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
36年	0.969	0.938
37年	0.970	0.940
38年	0.970	0.941
39年	0.971	0.943
40年	0.972	0.944
41年	0.972	0.945
42年	0.973	0.947
43年	0.974	0.948
44年	0.974	0.949
45年	0.975	0.950
46年	0.975	0.951
47年	0.976	0.952
48年	0.976	0.953
49年	0.977	0.954
50年	0.977	0.955
51年	0.978	0.956
52年	0.978	0.957

○償却資産の具体例（種類別） ※償却資産は、6種類に分類されます。

資産の種類		主な償却資産の例	
第1種	構築物	構 築 物	駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、屋上看板等の広告設備など
		建物附属設備	・受変電設備、自家発電設備、中央監視制御装置など ・賃借人（テナント）の方が施工した内装・造作及び建築設備等（これらを「特定附帯設備」といいます。5ページもご覧ください。）
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー・パワーショベル等の自走式作業用機械装置（軽自動車税の課税対象となるものを除く。）、機械式駐車設備、太陽光発電設備（屋根材一体型のものを除く。）など	
第3種	船舶	ボート、遊覧船など	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車など（ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く。）	
第6種	工具、器具及び備品	パソコン、事務机、事務椅子、ロッカー、金庫、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、ルームエアコン、各種工具、金型、プリンター、コピー機、自動販売機など	

○償却資産の具体例（業種別）

業 種	主な償却資産の例
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、外構工事（フェンス・植栽）、看板、外灯、LAN配線、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、レジスター、パソコン、コピー機、金庫、テレビ、ルームエアコン、太陽光発電設備（屋根材一体型のものを除く。）など
小売業	陳列ケース、陳列台、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食業	厨房設備、食卓、カウンター、椅子、室内装飾品、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器、カラオケセット、テレビ、自動販売機など
医業・歯科医業	各種医療機器（レントゲン機器、ベッド、手術台、心電計、消毒殺菌器、調剤機器、CTスキャン、MRI装置、ファイバースコープ、光学検査機器、歯科診療ユニット等）、待合室用椅子、薬品戸棚、給食用厨房設備など
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、パーマ器、消毒殺菌器、サインポールなど
学習塾	看板、内装、パソコン、ホワイトボード、机、椅子、紙折機、防犯カメラなど
金属加工業	旋盤、ボール盤、プレス機、フライス盤、金型、溶接機、コンプレッサー、洗浄給水設備、測定工具、検査工具など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ポンプ、発電機など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、給排水設備など
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、洗車機など
自動車整備業	プレス機、溶接機、充電器、コンプレッサー、リフト、洗浄機、検査工具など
駐車場業	舗装路面、塀、フェンス、照明設備、機械式駐車設備、料金精算機など
不動産賃貸業 （賃貸アパート、賃貸マンション、貸しビル）	駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、受変電設備、自家発電設備、中央監視制御装置、蓄電池設備、自転車置場、外灯、ごみ置場、ルームエアコン、広告設備、太陽光発電設備など
再生可能エネルギー 発電事業	太陽光発電設備（太陽光パネル、架台、パワーコンディショナーなど）、フェンスなど

○償却資産と家屋の区分の一般的な例示（◎は、申告が必要な資産です。（○は、家屋になります。））

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎